別紙２

新　旧　対　照　表

（注）アンダーラインを付した部分は改正部分である。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別冊
酒税法及び酒類行政法令解釈通達

第28条
第１項関係
12　未納税移出承認の取扱い
法第28条第１項第４号((未納税移出))に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。
⑴～⑷　（省略）
⑸　（削除）

⑹　（削除）

第50条　承認を受ける義務
第１項関係
１　承認の取扱い
製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。
⑴・⑵　（省略）
表
<table><tr><th>法条項</th><th>承認事項</th></tr><tr><td>（削除）</td><td></td></tr></table></td><td>別冊
酒税法及び酒類行政法令解釈通達

第28条
第１項関係
12　未納税移出承認の取扱い
法第28条第１項第４号((未納税移出))に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。
⑴～⑷　（省略）
⑸　製造者から酒類（当該製造者が製造免許を受けた品目の酒類に限る。）の製造の委託を受けた者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器詰めのため他の製造者の製造場又は蔵置場（当該委託をした者の製造場又は蔵置場を除く。）へ移出しようとする場合。ただし、酒類の製造を委託した製造者の製造場又は蔵置場に移入されることが確実と認められる場合に限る。
⑹　⑸の酒類を、当該酒類の製造を委託した者の製造場又は蔵置場へ移出しようとする場合等で、検査取締り上支障のないものと認められる場合

第50条　承認を受ける義務
第１項関係
１　承認の取扱い
製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。
⑴・⑵　（省略）
表
<table><tr><th>法条項</th><th>承認事項</th></tr><tr><td>規則16-０-３</td><td>清酒等を原料としてリキュールを製造する場合の承認</td></tr></table></td></tr>
</table>